

令和7年度（令和6年分）

所得税（確定申告）・ 市民税・県民税の申告

申告が必要か確認のうえ、忘れずに早めの申告をしましょう。
申告について詳しくは、ホームページをご覧ください。

【問】市民税課（本庁2階） ☎ 24-2113



受付期間

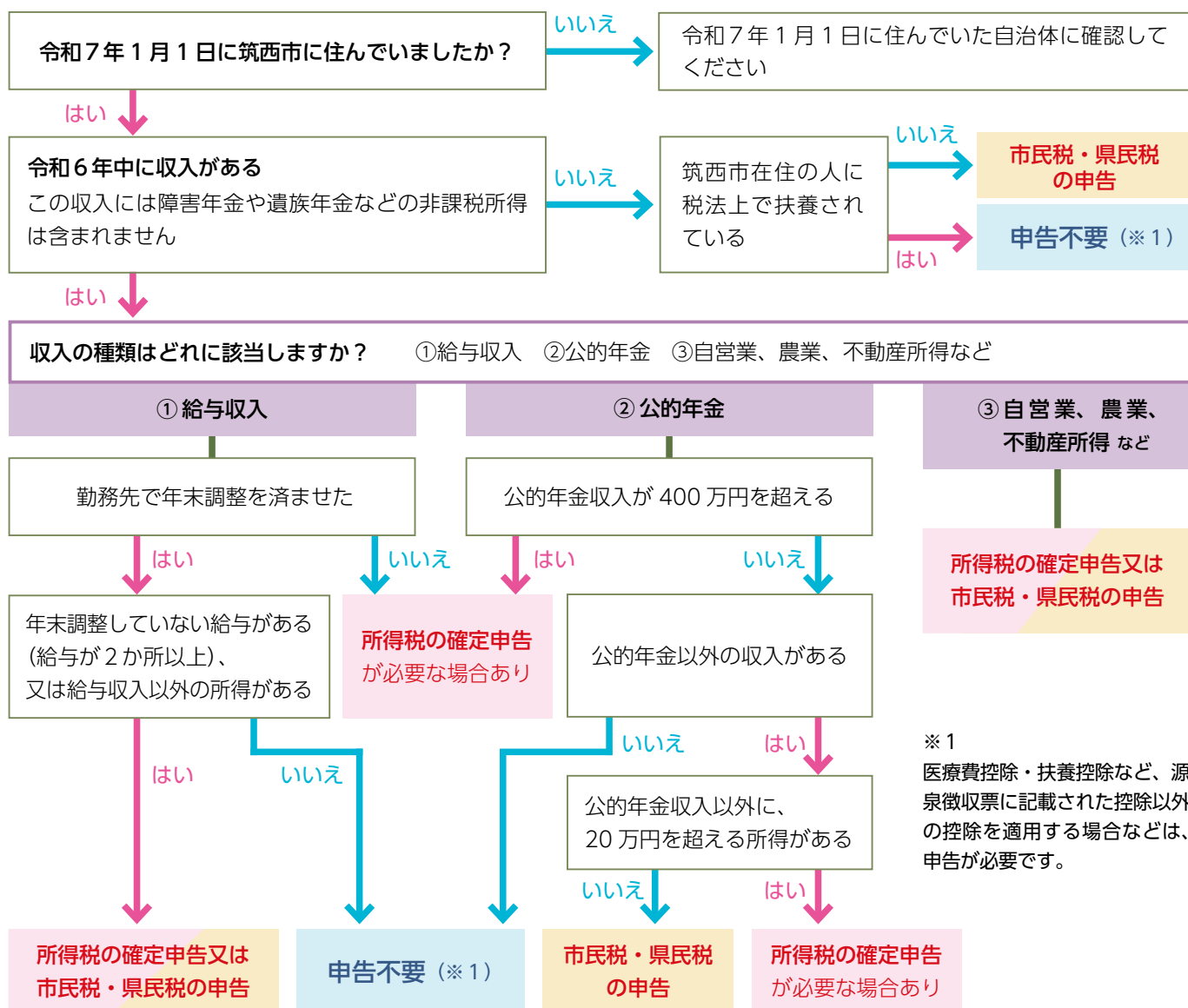
2/6 木
3/17 月

※土曜・日曜、祝日を除く

会場
時間

裏表紙を
ご覧ください

申告フローチャート ～申告が必要かどうか確認してみましょう～



ご注意ください



- このフローチャートは一般的なケースです。詳しくは市民税課に問い合わせてください。
- 雑所得（個人年金、原稿料、講演料、シルバー人材センターからの報酬など）や一時所得（当選金、生命保険の満期金など）がある人、公共事業（土地収用）などのために土地を譲渡した人は、金額に関わらず所得税の確定申告又は市民税・県民税の申告が必要です。

申告に必要なもの ～申告会場に行く前にチェックしましょう～

持ち物	備考
☐ マイナンバーカード	通知カードの場合は身分証明書(運転免許証、保険証など)を持参
☐ 給与、退職金、公的年金などの源泉徴収票(原本)	給与所得者・年金所得者のみ持参
☐ 収支内訳書	収入と支出の分かる帳簿、領収書 事業所得(農業、営業など)・不動産所得者が持参
☐ 所得控除の証明書	医療費、社会保険料、生命保険、個人年金、地震保険料の支払証明書など
☐ 還付金の振込先が分かるもの	本人名義の口座で金融機関、支店、種別、口座番号が分かるもの 還付申告の人のみ持参
☐ 税務署からのお知らせはがき	届いた人のみ持参
☐ 利用者識別番号が分かる書類	取得手続きが済んでいる人のみ持参

スマホで確定申告

自宅から24時間いつでも所得税の確定申告書を作成・提出できるスマホ申告が便利です。スマートフォンでも決算書や収支内訳書を作成することができます。

詳しくは、ホームページをご覧ください。



詳しくは
こちら



スマホ申告を
職員がサポートします
in 申告会場



初めてで不安な人などのご活用ください。

- 対象者：給与所得又は年金所得のみの人
- 持参品：①マイナンバーカード ②スマートフォン
③申告に必要なもの(上記参照)
④利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)
⑤署名用電子証明書の暗証番号(英数字6～16文字)

※複雑な申告内容の場合は、会場での申告を案内することがあります。

申告に関連するお知らせ

税法上で扶養されている人へ

税法上で扶養されている人でも非課税証明書を発行できますが、所得額の記載の無い証明書になります。**所得額が記載された証明書が必要な場合は、市民税・県民税の申告が必要です。**

【問】収税課(本庁2階) ☎24-2316

市の会場で受けられない申告について

市が設置する会場では、譲渡所得などにかかる申告に加え、先物取引や仮想通貨、雑損控除や外国税額控除にかかる申告は受けることができないため、下館税務署での申告をお願いします。

詳しくは、裏表紙をご覧ください。

自立支援医療制度を申請している人へ

自立支援医療制度を申請している人は、自己負担上限月額決定のため、申請者と同一世帯で同じ保険制度を利用している人の市民税・県民税の申告が必要です。

【問】障がい福祉課(本庁1階) ☎24-2105

国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入の世帯へ

保険税(料)の軽減制度や医療費の自己負担限度額(月額)の所得区分を判定するため、収入が0円でも市民税・県民税の申告が必要です。

※市内在住の被扶養者は除く。

【問】医療保険課(本庁1階) ☎24-2103